

市民参加実施予定シート

予 定
令和4年4月1日時点

担当課（ 保育課 ）

1 市民参加の手續 実施予定について

タイトル	多子世帯における保育料軽減対象の拡大	市が考える 市民等への影響	メリット 該当世帯の保育料が軽減される
正式名称	流山市保育料徴収規則の改正		デメリット 市の財政上の負担がある
概要	現在、保育施設等を利用する児童が複数いる世帯において、第二子の保育料が半額、第三子以降の保育料が無料となっている。この第三子無料対象者算出の際に、小学校第三学年以下の児童まで対象を拡大する。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）	市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	子どもの多い世帯については、その分出費も多く生活を圧迫するため、その負担軽減については喫緊の課題である。本制度については、実施する場合は毎年9月に実施している保育料改正に間に合わせる必要があり、その間に電算システムの改修なども行う必要があることから、市民参加手續きを行うための時間的余裕が無いため、条例第5条第2項第2号の規定により、市民参加を実施しない。

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）				
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施				

(3) 市民参加のスケジュール（予定）

令和 年度		令和 年度											令和 年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由